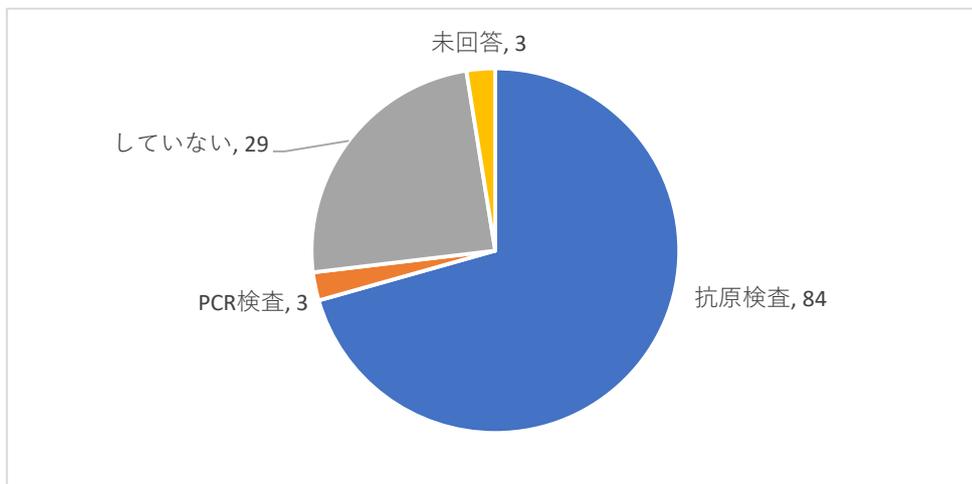


5. 職員への対応と検査について

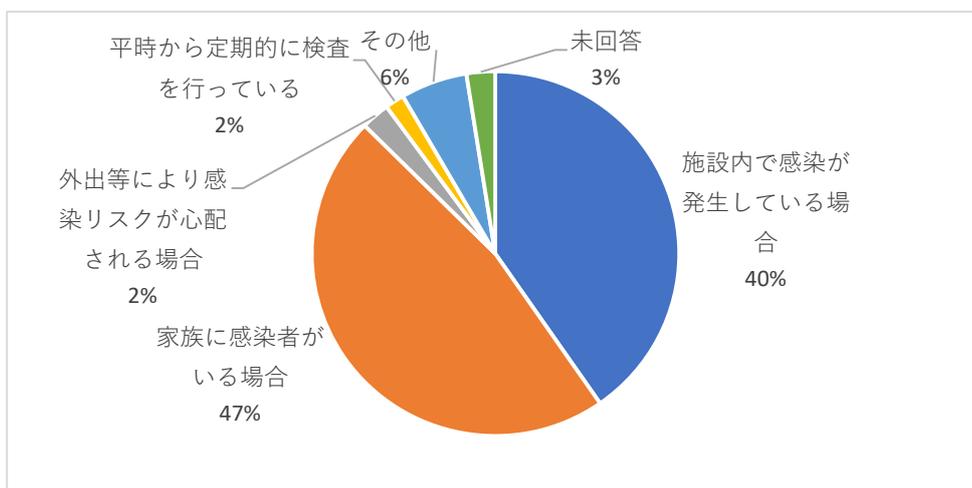
①風邪症状のある職員への検査は実施していますか。実施している場合は検査の種類を選択してください。

抗原検査	PCR検査	していない	未回答
84	3	29	3



③風邪症状のない職員に対しての検査はどのような場合に行いますか。

施設内で感染が発生している場合	家族に感染者がいる場合	外出等により感染リスクが心配される場合	平時から定期的に検査を行っている	その他	未回答
48	56	3	2	7	3



その他：

- ・ 施設内で感染が発生している場合と家族に感染者がいる場合両方
- ・ 症状があるとき
- ・ 施設内でクラスターが発生した場合に検討している
- ・ 症状のない場合は検査を実施しない。
- ・ 職員の検査は基本的に、各自外来受診としているので、施設では検査は実施していない。
- ・ 施設内で感染が発生している場合。家族に感染者がいる場合。

- ・ 症状のない職員に検査をする必要を感じていない。
- ・ 施設では行わないので、受診してもらい医師の判断で検査をするかどうかを決めてもらう。
- ・ 施設内で感染が発生している場合、家族に感染者がいる場合、外出等により感染リスクが心配される場合、外出等により同行者が感染発症した場合

⑥職員が陽性となった場合の待機期間はどのように判断していますか。

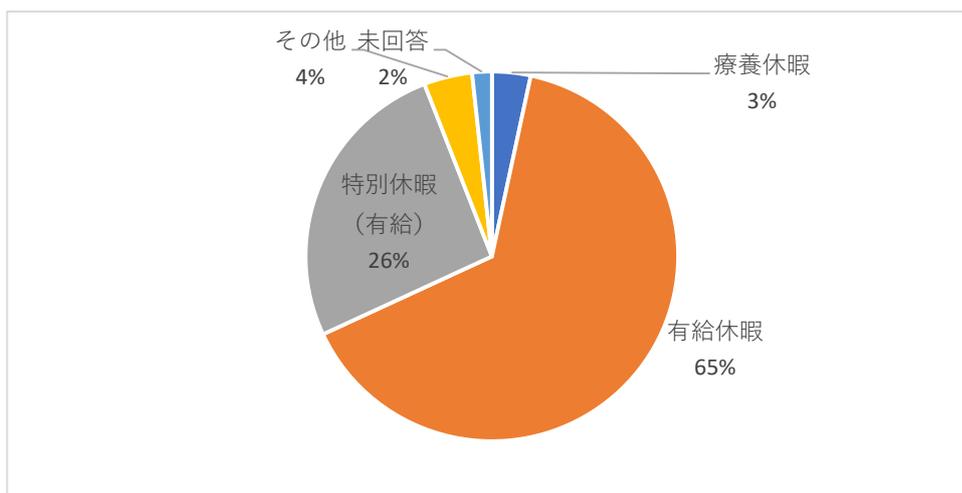
- ・ 症状がなければ5日間の待機
- ・ 5日間 ※同一回答他15件
- ・ 7日間 ※同一回答他7件
- ・ 5日間待機
- ・ 5日間休み且つ症状改善後24経過している事
- ・ 厚労省の指針の通り
- ・ 症状が出た翌日から5日間
- ・ 最低5日間、症状軽快後3日経過
- ・ 症状の有無と抗原検査結果
- ・ 症状があった日を0日とカウントし、10日間の自宅待機
- ・ 1週間後に検査を行い、陰性だった場合勤務可能
- ・ 発症日を0日と数え7日間経過し、かつ抗原検査で陰性の場合出勤。
- ・ マニュアル通りに行う
- ・ 感染確認後、5日間
- ・ 発症日を0として5日間の療養
- ・ 発症日を0日として5日間療養かつ24時間以上症状がない
- ・ 無症状の場合7日間の自宅待機とし、発熱・咳等の症状がある場合は症状が無くなるまでを待機期間としています。
- ・ 原則10日間自宅待機
- ・ 発症日の翌日から5日間
- ・ 7日間の自宅待機、その後症状がある場合は再度検査を行っております。
- ・ 基本5日
- ・ 施設長が指示し、7日間は待機
- ・ 基本は、国の指針に基づいてですが、本人の体調にもよる
- ・ 発症日を0日として5日
- ・ 発症または陽性発覚日を0日とし 5日経過後かつ症状軽快後48時間が経過していることを目安としている
- ・ 発症日から厚生労働省に準じた日数
- ・ 2類との時
- ・ 法人内の約束事を基本としている
- ・ 原則5日間とするが、個別の症状に合わせ、7～10日程度の場合もある
- ・ 感染した日を0日として5日間待機
- ・ 7日間の自宅待機

- 有症状7日間 無症状5日間
- 基本5日間
- 発症日の翌日から数えて7日間は休み
- 5日間待機の上、症状と検査結果で判断
- 無症状の場合7日間、有症状の場合7日間、症状回復後復帰
- 基本は7日間（症状ある場合は延長）
- 原則5日。他症状観察
- 感染より1週間
- 陽性と判断された日を「0」として、翌日から数えて7日間
- 10日間
- 7日間、8日目に抗原検査で陰性を確認
- 5日間+2日（抗原検査後の出勤）
- 10日間
- 原則7日間
- 発症して5日経過し、かつ症状が治癒にて24時間経過していれば翌日から出勤可能。
- 感染時から10日
- 病院からの指示
- 発症日を0日目として5日間は原則出勤停止だが諸症状等を聴取したうえで出勤日を決定する。
- 発症日を0カウントとし7日間の出勤停止
- 原則1週間自宅療養としている。症状軽快していない場合は追加で休むようにしているため、毎日11時に体調報告を義務付けている。
- 6日間 咳などの症状がある場合は消失するまでの間とする。
- 医者の判断
- 5日が経過し、症状が軽快した後1日を経過するまで
- 医者の指示通り
- 陽性が10日間の出勤停止、家族が陽性の場合は1週間の出勤停止としております。
- 6日間待機、7日目に抗原検査陰性確認後、出勤。
- 抗原検査で陰性になるまで。10日を目安にしている。
- 発症日を0日とし10日間出勤停止。
- 5類移行前と同じ判断基準を使用
- 6日間
- 陽性と判断された日を0日として5日間
- 従来の考え方にもとづき対応。（7日間）
- 毎日の状態報告と抗原検査
- 厚生労働省ガイドラインを基準に判断。
- 症状が出た日または検査で感染が確認された日を「0日」とし翌日からの1週間
- 5日間（症状が改善されればさらに追加）
- 指針を設け、指針に従って対応。
- 原則5日間。ただし症状が継続している場合は延長

- ・ 発症から数えて7日間は勤務を控え、8日目以降に出勤する際、抗原検査で陰性の確認が必要。
- ・ 施設の判断で10日の待機としている。
- ・ 発生日を0日とし、以降7日間を自宅待機としている。 ※同一回答他1件
- ・ 医師の診断次第または陽性判明翌日から5日間は自宅療養
- ・ 原則、発症日の翌日から10日間。
- ・ 症状を確認した日を0日目として5日間
- ・ 感染が確認された日を0日目として6日目より出勤可能
- ・ 発症日から7日間
- ・ 発症の翌日から5日間
- ・ 原則10日間は自宅待機。体調次第で延長・短縮になる場合あり。
- ・ 5日間 熱が下がっていなければ延期
- ・ 法人の規定に則って対応
- ・ 発症日（陽性判明日）から8日間
- ・ 感染判明後5日間
- ・ 原則5日間の自宅療養
- ・ 発症日から7日間。その後抗原検査実施し陰性なら出勤。
- ・ 発症日を0日とし発症から5日経過しかつ症状軽快から24時間経過としている。
- ・ 7日間自宅待機

⑦陽性者の休暇の取り扱いについて優先順位が最も高いものをご回答ください。

療養休暇	有給休暇	特別休暇（有給）	その他	未回答
4	77	31	5	2



その他：

- ・ 任意での有給休暇、欠勤。
- ・ 本人判断
- ・ 有休を取得しない場合は期間中6割支給
- ・ 施設で発症した場合は労災、施設外の場合は欠勤による傷病手当で対応

- ・療養休暇、（労災）、有給休暇から本人が選択。

⑧職員の感染が疑われる場合の待機期間はどのように判断していますか。

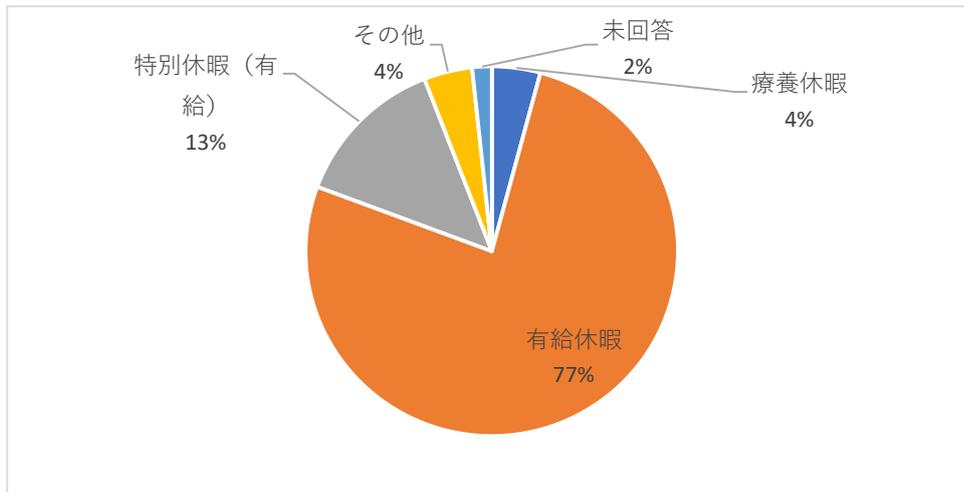
- ・症状がなければ5日間の待機
- ・5日間 ※同一回答他5件
- ・2日間 検査にて陰性であれば待機終了
- ・状況により判断
- ・家族等の感染確認から5日間
- ・症状がない場合は0日
- ・待機期間は定めていない。
- ・感染源と思われるものから隔離して3日間無症状
- ・濃厚接触と判断した場合は3日、同居家族の場合は5日経過後抗原検査
- ・家族内での症状や感染者の有無により3～5日間の自宅待機
- ・症状を見て判断
- ・3日間待機し、その間に抗原検査若しくはPCR検査実施
- ・検査を行って判断する。
- ・なし（N95マスク着用）
- ・感染対策をした日を0日として3日間
- ・本人と相談の上決めいている
- ・状況による
- ・通常は3日間自宅待機で3日目と4日目の抗原検査陰性確認で4日目から勤務可。同居人が陽性者の場合は5日間自宅待機で、5日目と6日目の抗原検査陰性確認で6日目からの勤務可です。
- ・同居人の感染が判明した場合は原則5日間自宅待機
- ・濃厚接触者は隔離後3日
- ・家族発症日の翌日から3日間
- ・濃厚接触と判断した場合に限り4日間
- ・協力医療機関へ相談。
- ・症状がある場合、3日
- ・施設長が判断
- ・5日間休み5日目に抗原検査
- ・基本的に 疑いの場合待機期間を設けない。本人の申出・施設長判断による
- ・3日 ※同一回答他6件
- ・厚生労働省に準じる
- ・2類の時と同じ5日間
- ・法人内の約束事を基本としている
- ・2～3日は待機期間とし、体調変化がない場合、抗原検査実施し陰性であることを確認する。
- ・同居の家族等が感染した場合、最後に接触した日から
- ・濃厚接触の場合は3日間待機
- ・有給休暇

- 3日目に抗原検査
 - 基本3日間
 - 発熱などの症状が出たらまずは医療機関受診をすすめる
 - 1、2日（症状により）
 - 2～3日
 - 5日間、出勤時抗原検査実施陰性確認
 - 基本は5日間（家族や本人の状況で個別対応）
 - 特に決めていないが、感染リスクが極めて高い場合は任意で休んでいただく
 - 2日間
 - 濃厚接触でない場合は2日間後、症状がなければ、抗原検査陰性であれば出勤できる。
 - 7日間
 - 状況により個別判断
 - 3日間。3日目に抗原検査をし、陰性で症状がなければ翌日から出勤可能。
 - 家族陽性時5日間待機
 - 体調による
 - 発症日、状況（感染者との接触や家族の体調等）を確認のうえ発症日から3日間の経過観察。体調報告により延長、出勤可能日を決定する。
 - 症状が軽快するまで
 - 3日間自宅待機で3日目と4日目の抗原検査で共に陰性が確認できれば4日目から勤務可。
 - 状況によるが、可能性が高い場合は5日間自宅待機健康観察。
 - とくになし
 - 県の指針と周辺の感染状況
 - 2日間の待機休業、3日抗原検査・PCR検査実施する。
 - 解熱3日目より出勤可
 - 3日～5日
 - 6日間待機、7日目に抗原検査陰性確認後に出勤。
 - 濃厚接触者は5日間待機
 - 3～4日待機して、抗原検査を行う。
 - 濃厚接触者になった場合は最後に陽性者と接してから5日間出勤停止。復帰前に抗原検査し陰性なら出勤。
- 37度以上の発熱時は基本病院受診。検査の必要性ないと診断された場合は出勤前に施設で抗原検査し陰性なら出勤。
- 約2日間自宅待機し判断
 - 家族等（同居）に感染者がいる場合には、5日間の待機期間
 - どこからの感染と考えられるか、感染者との隔離状況、症状の有無など
 - 職員の判断にゆだねている。
 - 職員の体調報告と抗原検査
 - 厚生労働省ガイドラインを基準に判断。

- 感染者との最終接触日を「0日」とし翌日から3日間の待機を行い、3日目の夕方に抗原検査をして陰性であればその日、または翌日から出勤
- 自己判断
- 同居家族に感染者がいる場合、5日間の待機期間としている
- 指針に従って判断。
- 原則3日間
- 最低でも5日は出勤を控える。
- 職員への聞き取りにより施設で判断している。
- 感染の疑義の際、抗原検査を行い感染の有無の確認をしているため、待機期間の考え方はない。
- 3～5日間
- 家族が陽性となり接触がある場合は利用者と接触が避けられない部署に関しては3日間休みとしている
- 原則、感染者と最終接触した日から7日間.
- PCR検査を実施する。
- 自宅待機期間5日間
- 接触した翌日から5日間
- 抗原検査・体調で期間を判断する。
- 抗原検査を実施。症状が治まれば出勤。
- 抗原検査で陰性なら出勤
- 状況聴取と本人症状
- 陰性が確認されるまで
- 状況により2～3日間
- 抗原検査にて陰性確認できれば出勤可
- 同居家族が陽性であれば、学校、職場の規定に準じ、また自身の症状と抗原検査実施し陰性確認後出勤とする。
- 5日間、症状が無くかつ抗原検査を実施し陰性を確認し出勤としている。
- 3日間自宅待機

⑦陽性者の休暇の取り扱いについて優先順位が最も高いものをご回答ください。

療養休暇	有給休暇	特別休暇（有給）	その他	未回答
5	91	16	5	2



その他：

- 任意での有給休暇、欠勤。
- 本人判断
- 本人判断
- N95マスクを着用して就業
- 療養休暇、（労災）、有給休暇から本人が選択。